

日影規制に係る既存不適格建築物の増改築等に関するただし書き許可の包括同意基準

川口市建築審査会 平成21年2月18日議決

(趣旨)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条の2第1項ただし書きによる許可（以下「日影の特例許可」という。）に際し、法第3条第2項の規定により法第56条の2第1項の規定が適用されない建築物又は既に日影の特例許可を受けた建築物（以下「既存不適格建築物等」という。）において増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は移転（以下「増築等」という。）を行う場合で、日影の影響が軽微なものに対して、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして許可の手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

(適用建築物)

第2 次の各号の一に該当する既存不適格建築物等において適用する。

- (1) 社会的、地域的に公共性が高い建築物として次に列記するもの
学校、病院、官公庁施設、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項に規定する「児童福祉施設等」
- (2) 過去に日影の特例許可を受けている建築物
- (3) 前2号に掲げる建築物以外で、増築等の部分の高さが法第56条の2第1項の水平面（以下「測定水平面」という。）以下の建築物

(日影基準)

第3 法第56条の2第1項の規定に基づき、既存不適格建築物等の敷地において増築等を行う場合の日影基準は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 既存不適格建築物等によって生じている日影不適合部分が、増築等によって増加しないこと。
- (2) 増築等を行う建築物によって生じる等時間日影（法別表第4（に）欄に規定される時間のうち、埼玉県建築基準法施行条例第8条の2に指定される時間によるもの）は、当該敷地境界線を越えないこと。

(同意)

第4 この包括同意基準に基づく許可については、既に建築審査会が同意したものとみなす。

(報告)

第5 特定行政庁は、この基準に基づいて許可をした場合、その許可の内容を速やかに建築審査会に報告するものとする。

附則

この基準は、平成21年2月18日より適用する。